



ブランド防衛怠るべからず

日本(産地)のブランド名称が外国企業に商標登録されています！

例えば…お茶では中国でこのように取られています！

商標引用：国家知识产权局より

宇治西尾

出願人：余姚緑谷工場食品有限公司
登録：第24408676号
区分：30類（お茶など）

宇治薺北

出願人：安徽宇治抹茶有限公司
登録：第44283971号
区分：30類（お茶など）

抹緑宇治

出願人：胡锦涛
登録：第34774664号
区分：30類（お茶など）

宇治辻利

出願人：上海时雨贸易有限公司
登録：第34267991号
区分：30類（茶飲料など）

京都宇治

出願人：宁波御金香抹茶科技有限公司
登録：第21271451号
区分：30類（お茶など）

これら5つの名称については、中国の企業などがお茶などの商品について名称等を独占使用できる権利（商標権）を持っています。

対策！

今後輸出を考えている商品の名称や産地ブランド名称の商標の外国登録を先行して行いましょう！

どう商標出願すれば良い？

日本側がブランド名称を外国で先んじて商標登録をしている例として、(株)伊藤園があります。

右図参照

- 例えば、
- ①名称のみ
 - ・日本語
 - ・現地語
 - ・ローマ字
 - ②ロゴ+名称
 - ③商品パッケージ
- などの商標出願が有効！

多様な商標登録により、模倣品を排除可能

商標登録例（伊藤園）

伊藤園

中国登録
第23501829号
出願人：(株)伊藤園

이토엔

※(伊藤園)のハングル語
韓国登録
第4002819580000号
出願人：(株)伊藤園

伊藤園

日本登録
第5487155号
出願人：(株)伊藤園

日中韓の商標登録により、3か国の間で名称(伊藤園)が保護される。

商標引用：国家知识产权局、KIPRIS、JPLATPATより